2026年11月10日

各　　位

会 社 名：ウインテスト株式会社
（コード：6721 東証スタンダード）
代表者名：代表取締役　姜　　輝
問合せ先：管理本部長 鎌田 文明
（ＴＥＬ：045-317-7888）

（訂正）「支配株主（親会社）等に関する事項について」の一部訂正について

2026年５月22日に公表いたしました「支配株主（親会社）等に関する事項について」につきまして、一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

１．訂正理由

本来は、当社の親会社である武漢精測電子集団股份有限公司が、2025年２月３日をもってその他の関係会社となった後速やかに適時開示を実施すべきでしたが、当時の確認が不十分であったため、適時開示を実施しておりませんでした。今般、外部から指摘があったことから、本日の適時開示に至りました。

今後、同様の開示遅延を生じさせないよう、適時開示事項に該当しうる事実が決定・発生した場合には、複数の担当者で適時開示の要否を確認・精査するなど、社内チェック体制の強化を図ってまいります。

２．訂正の内容

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

１．親会社、支配株主（親会社を除く。）又は、その他の関係会社の商号等

（2025年12月31日現在）

名称	属性	議決権所有割合（%）			親会社等が発行する株券が上場されている金融商品取引所
		直接所有分	合算対象分	計	
武漢精測電子集団股份有限公司	親会社	37.29	0.00	37.29	深圳証券取引所（中国） 証券コード300567

２．親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1)親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそれらの企業との取引関係や人的・資本的関係

武漢精測電子集団股份有限公司は、当社の議決権を37.29%所有する親会社です。武漢精測電子集団股份有限公司

（グループ各社）との間には、部材等の仕入れ販売等の取引があります。
人的関係につきましては、現在の取締役７名のうち２名が武漢精測電子グループの出身者であります。２名の内訳は非常勤取締役２名であります。

(2)親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等
当社が事業活動を行う上で、親会社への承認事項などの制約はありません。また取引については、他の一般の取引と同様に、契約条件や市場相場などを勘案して決定しております。

(3)親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策
当社の事業運営につきましては、自主・自立を基本原則としております。また親会社が当社独自の経営判断を妨げることはありません。

３．支配株主等との取引に関する事項
（省略）

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
（省略）

（訂正後）
１．親会社、支配株主（親会社を除く。）又は、その他の関係会社の商号等

（2025年12月31日現在）

名称	属性	議決権所有割合（%）			親会社等が発行する株券が上場されている金融商品取引所
		直接所有分	合算対象分	計	
武漢精測電子集団股份有限公司	その他の関係会社	37.29	0.00	37.29	深圳証券取引所（中国） 証券コード300567

２．親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
(1)親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそれらの企業との取引関係や人的・資本的関係
武漢精測電子集団股份有限公司は、当社の議決権を37.29%所有するその他の関係会社です。武漢精測電子集団股份有限公司（グループ各社）との間には、部材等の仕入れ販売等の取引があります。
人的関係につきましては、現在の取締役７名のうち２名が武漢精測電子グループの出身者であります。２名の内訳は非常勤取締役２名であります。

(2)親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社が事業活動を行う上で、武漢精測電子集団股份有限公司（グループ各社）への承認事項などの制約はありません。また取引については、他の一般の取引と同様に、契約条件や市場相場などを勘案して決定しております。

(3)親会社等の企業グループからの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社の事業運営につきましては、自主・自立を基本原則としております。また武漢精測電子集団股份有限公司（グループ各社）が当社独自の経営判断を妨げることはありません。

３．支配株主等との取引に関する事項

（省略）

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

（省略）

以上